

**鳥取県告示第122号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定に係る事業所の名称を変更した旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成21年3月6日

鳥取県中部総合事務所長 岡 崎 功

名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	居宅サービス事業を行う事業所の名称	居宅サービス事業を行う事業所の所在地	変更年月日
鳥取医療生活協同組合 組合長理事 山上英明	鳥取市末広温泉町566	せいきょう倉吉診療所 デイサービスかがやき 倉吉	倉吉市福庭町一丁目225	平成21年3月1日